

## 森町住民税非課税世帯等臨時特別交付金事業 Q&A

### 【支給対象 ～ 非課税世帯】

Q：支給対象者は、どのように選択しましたか？

A：住民基本台帳により、令和3年1月20日の基準日での課税状況等により判定します。

Q：基準日とは、移動日ですか？それとも、届出日の意味ですか？

A：住所を定めた日（異動日）のことです。

Q：令和3年1月2日以降の転入者を非課税者と判断する際は、どのように判断しますか？

A：あくまでも、令和3年1月1日の住所地における課税状況で判断します。

級地区分が異なった場合でも、計算しなおすことはありません。

Q：給付金を、役場窓口からの現金支給は出来ますか？

A：基本は、銀行口座振込としますが、森町の判断により、現金給付を行うことは可能です。

Q：代理人による確認書の提出または支給の申請は、出来ますか？

A：可能です。

ただし、次の要件を満たすものに者に限ります。

○基準日時点での、世帯構成者

○法定代理人（親権者・成年後見人等）

○親族、その他の普段から受給者本人の身の回りの世話をしている者

Q：子育て世帯への臨時特別給付金や子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給世帯は、この給付金を受給できますか？

A：支給要件を満たしている場合には、受給できます。

Q：生活保護受給者も該当になりますか？

A：支給対象の該当となります。

○生活保護を受けている方も、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況におかれていることに変わりはないこと。また、生活保護世帯は、住民税非課税世帯であることから、支給対象となります。

○給付金は、生活保護制度上、収入には認定しない取り扱いとなります。

Q：生活保護世帯も対象とありますが、医療扶助等のみ（いわゆる単給）で生活保護を利用している世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となりますか？

A：本給付金では、単給の世帯についても、住民税が免除された世帯として、住民税非課税世帯に対する給付の対象となります。

Q：条例減免により、住民税を課されない場合は、どうなりますか？

A：そのような方も、該当となります。

Q：未申告者は、どのような取り扱いとなりますか？

A：未申告者の場合、申請書（確認書）上で「非課税である」旨を明示的に誓約させたうえで、所得がないものとして取扱うこととなります。

A2：後で、申告や更生があったことで支給対象外となった場合、当該者に返還を求めることを原則とします。

A3：世帯員の一部に未申告者がいる場合も同様の扱いとします。

Q：基準日において「給付対象者」であった者が、死亡した場合の取扱はどうなりますか？

A：基準日以降に世帯主が亡くなられた場合ですが、当該世帯員がいる場合は、その世帯の新たに世帯主となった方が、受給者となります。

単身世帯の場合は、世帯自体無くなってしまいうので給付されません。

Q：住民税非課税世帯等への給付について、基準日の翌日以降に世帯主が転出した場合、確認書の送付先は、転出した「前世帯主」か「残っている新世帯主」のどちらですか？

A：転出した前世帯主となります。

Q：基準日（令和3年12月10日）以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和3年度の住民税非課税だった場合、給付金の対象となりますか？

A：基準日時点の世帯が、住民税非課税世帯のため、給付金の対象となります。

なお、令和3年1月1日以降の離婚については、元配偶者による扶養に関わらず、本人が属する世帯全員が住民税非課税である場合は、給付金の対象であります。

Q：基準日以前に配偶者と離婚したケースで、本人は令和2年12月まで働いていたので令和3年度の住民税課税ですが、令和3年1月以降は働いていない場合、住民税非課税世帯等に対する給付金の対象となりますか？

A：基準日時点で課税世帯のため、給付金の対象となりません。

令和3年1月以降、無収入となれば、家計急変世帯向けの給付金の対象となります。

Q：住登外課税者の、取り扱いはどうなりますか？

A：基準日時点で住民登録のある町において支給事務を実施することとなります。

※住登外課税者とは、1月1日で森町在住、その後転出した場合でも、森町に納税しなければならない人をいう。